



第9回労災裁判が行われました！

4月16日(金)第9回労災裁判が行われました。今回も聴覚障害者8名を含む40名の方々が雨の降る寒い中、東京地方裁判所に駆けつけ、傍聴者で溢れました。

§ § 裁判内容 § §

裁判長から、4月9日に提出された渡辺医師の意見書に対し、国が反論するかどうかを尋ねましたが、国は反論しないと回答しました。

その後、証人尋問について意見が交わされました。田門弁護士から、渡辺医師と内山さん、内山さんと同職種の人を証人とするとの報告がありました。

次の6月11日に、尋問に関する時間の打合せと弁論準備を行うこととし、裁判は、終了しました。

§ § 報告会 § §

裁判終了後、弁護士会館に場所を移し、報告会が行われました。支援する会の河合会長から、傍聴者への感謝の言葉とこれから始まる本格的な裁判へ向け、より一層の協力を、との挨拶がありました。

その後、田門弁護士から、今日は、以前提出していた準備書面を提出した。次は、陳述書を提出する。次回6月11日の裁判で証人の申し入れ

を行い、7月26日から、いよいよ裁判らしい裁判が始まることとなる。また、聴覚障害者が参加する裁判であることから、手話通訳者が対面で行えるように改善を求めていきたい。」との話がありました。

内山さんから、当初、証人を呼ぶことに抵抗があったが、今は、通訳者にありのままを述べてもらいたいと思っている。そして、裁判官や社会の認識を変えるきっかけになってほしい。」という話がありました。

今までの裁判は、文章の取りかわしが中心で、時間も10分程度のものでしたが、7月26日は午前10時～午後3時までの証人尋問となります。参加者からの質問も7月26日の裁判について多く出されました。田門弁護士からは、内山さんは、手話通訳者として色々な仕事を兼務した結果、頸肩腕障害を発症した。そのことを裁判で明らかにしたい。」との話がありました。

傍聴者が多いことも裁判を進める上での力となります。裁判終了後には、必ず報告会が開催されています。今後とも引き続きのご協力を宜しくお願いします。



現在の募金額(4/23現在)

1,350,868円

次回は6月11日(金)
午前10時30分～
(集合は午前10時15分)
集合場所：
東京地方裁判所12階
労働部第1審問室」前の
廊下 遅れての入室は出来ません。

「内山さん労災裁判を支援する会」～登録通訳者の身分保障のために～

【連絡先】さいたま市聴覚障害者協会事務局内
T/F 048-653-7324